

京都市告示第 271 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 27 日

京都市長 門川大作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第 5966 号	平成 29. 7. 14	メートル 5. 58 ～ 9. 49	メートル 97. 48	京都市右京区太秦棚森町 18 番地の 1 の一部及び 18 番地の 4 の一部	公益社団法人京都保健会 代表理事 三浦 次郎

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日以外の日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)